

飯田市土地利用基本方針の変更について

建設部地域計画課

1 趣旨及び経過

飯田市土地利用基本方針は、平成 19 年 7 月に策定され、基本構想などの上位計画の改定時期や、社会経済情勢の変化、地域づくりの進捗状況などに応じて適宜柔軟に見直してきております。

上久堅地区では、三遠南信自動車道の供用開始等により地区を取り巻く状況の変化が予想される中で、平成 31 年 3 月に上久堅地区基本構想・基本計画が策定されました。

この基本構想・基本計画に基づき、土地利用の側面から構想を具現化するため、上久堅地区の土地利用計画の検討を行い、令和 2 年度に策定されました。

また、令和元年 7 月から令和 2 年 4 月にかけては、上久堅地区において屋外広告物に関する検討会が開催され、市も参加する中で、地区として市の基準を強化する方向性が示されました。

このため、これらを踏まえ、飯田市土地利用基本方針の変更を行います。

また、上記のほか、必要な時点修正等を行います。

2 変更日

令和 3 年 1 月 6 日

3 主な変更点

上久堅地域土地利用方針の追加

「第 4 編 地域土地利用方針」へ「第 9 章 上久堅地区」を追加します。

飯田市土地利用基本方針新旧対照表（変更箇所抜粋）

（変更箇所抜粋：）

変更後（変更部分： <u>赤字</u> ）	変更前（変更部分： <u>赤字</u> ）
<p style="text-align: center;">飯田市土地利用基本方針</p> <p style="text-align: center;">飯田市</p> <p style="text-align: center;">（当初 平成 19 年 7 月 1 日施行） （変更 <u>令和 3 年 1 月 6 日</u>施行）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>（略）</p> <p>第 4 編 地域土地利用方針</p> <p>（略）</p> <p><u>第 9 章 上久堅地区</u> <u>第 1 節 地域土地利用方針</u></p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">飯田市土地利用基本方針</p> <p style="text-align: center;">飯田市</p> <p style="text-align: center;">（当初 平成 19 年 7 月 1 日施行） （変更 令和 <u>2 年 5 月 1 日</u>施行）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>（略）</p> <p>第 4 編 地域土地利用方針</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

飯田市土地利用基本方針 変更の経過

変更箇所	施行日
(略)	(略)
第4編 地域土地利用方針 第4章 竜丘地区 第1節 地域土地利用方針	令和2年3月31日
<u>第4編 地域土地利用方針</u> <u>第5章 上久堅地区</u> <u>第1節 地域土地利用方針</u>	<u>令和3年1月6日</u>

(略)

第2編 市全域の都市づくりの構想

(略)

第4章 都市施設の整備方針

(略)

第1節 交通施設の整備方針

(略)

1. 都市計画道路

(1) 基本方針

○道路交通体系の変化と対応

中央自動車道や国道153号バイパス、更には羽場大瀬木線が開通しました。今後もリニア中央新幹線開通を見据えた交通体系の整備が必要となります。

飯田市土地利用基本方針 変更の経過

変更箇所	施行日
(略)	(略)
第4編 地域土地利用方針 第4章 竜丘地区 第1節 地域土地利用方針	令和2年3月31日

(略)

第2編 市全域の都市づくりの構想

(略)

第4章 都市施設の整備方針

(略)

第1節 交通施設の整備方針

(略)

2. 都市計画道路

(2) 基本方針

○道路交通体系の変化と対応

中央自動車道や国道153号バイパスが開通し、更には飯田市の環状線である羽場大瀬木線の開通が間近となり、リニア中央新幹線開通を見据えた交通体系の整備が必要となります。

第4編 地域土地利用方針

(略)

第9章 上久堅地区

第1節 地域土地利用方針

1 地域土地利用方針の名称

上久堅地域土地利用方針

2 地域土地利用方針の土地の区域

上久堅地区全域

3 目指すべき地域づくりの目標

(1) 地域づくりの目標

地区内でのコミュニケーションや災害時の助け合い、健康で元気な暮らしを共有しながらコミュニティを形成し、魅力的な地域形成を目指します。

(2) 目指す地域の姿

「未来をひらく 人と人が支え合う 元気な上久堅」

4 地域づくりの方針

(1) 地域の土地の利用に関する方針

上久堅地区は、飯田市東部の伊那山地西麓に位置し、豊かな自然に恵まれた中山間地域で、眺望に優れる多くのポイントと歴史のある飯田市史跡神の峰城跡などを有しています。

北部に国道256号が横断し、ほぼ中央に県道83号下条米川飯田線が縦断しています。国道256号は、かつて秋葉街道と呼ばれ、近世から近代における飯田下伊那の大動脈の1つでした。現在は三遠南信自動車道の飯田上久堅・喬木富田ICが供用開始され、中央自動車道を経由しての中京圏などへのアクセスが飛躍的に向上しています。

一方、人口減少、少子高齢化が進み、遊休農地や空き家の増加等課題が多くなってきています。

こうした状況の中、地区では、現況の土地利用の把握、風土を生かした地域づくり等、土地利用計画の検討が求められています。

今後、地域での検討が進む中で、連携して土地利用計画の具体化に向

第4編 地域土地利用方針

(略)

けて取り組みます。

(2) 地域の景観の育成に関する方針

上久堅地区は面積の多くを里山が占め、高い標高からの眺望点を数多く有しています。また、農地や山林からなる豊かな自然の景観が形成されており、これらの地域が有する美しい景観を次世代に引継いでいくことが求められています。

これまで地域で検討されてきた方針を基本として、市や地区全体の方針と調和を図りながら地域の景観の育成に取り組みます。

①基本的な方針

○目指すべき地域づくりの目標の実現

上久堅地区に13ある集落が「十三の郷」として、それぞれ活発な取り組みにより地域内の活動が安定して行われてきました。今後そういった活動や、地域が一体となって景観を保つことにより「美しい自然と共に安心して住み続ける まちづくり」を目標に、地域の持続可能な発展を目指します。そのため、地域で検討されてきた方針を基本として、地域景観計画を策定します。

また、地域が推進する空き家対策、遊休農地対策等の取組みについて、市の方針に基づき、支援や助言などを行います。

②具体的な内容

○景観育成特定地区の指定

地区全体の景観を育成する視点にたつて、まずは、景観に影響を及ぼす要因の一つである屋外広告物に関し、飯田市景観計画に定める行為の基準を強化することとし、上久堅地区全域を景観育成特定地区に指定します。